

東日本大震災から8年を迎えるに当たって

東日本大震災の発生から、3月11日で8年が経過します。改めて、震災で亡くなられた方々に心より哀悼の意を表すとともに、被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

私自身、就任以来、現地への訪問や、福島県知事や首長の皆様との意見交換を通じ、地元の多くの方々の声を伺うとともに、先日も福島を訪問し、中間貯蔵施設や特定復興再生拠点区域の整備の状況を、直接この目で確かめてまいりました。環境省の取組が進捗していることを実感する一方で、被災地の復興はいまだ道半ばであることを改めて強く認識し、環境省の総力を挙げて取り組んでいかねばならないとの決意を新たにしております。

(除染について)

除染については、昨年3月末までに全ての市町村で面的除染が完了しました。地権者の方々、地元の皆様、関係地方公共団体など、関係する多くの方々の御理解・御協力に、改めて、心より感謝申し上げます。

引き続き、仮置場等の原状回復の取組や、除去土壌の処分方法の検討等の課題は残されておりますので、今後も、一つ一つ丁寧に、取組を積み重ねてまいります。

(中間貯蔵施設について)

中間貯蔵施設についても、地権者の方々や地元の皆様の御協力により、用地取得と施設整備が着実に進捗しています。また、昨冬に、福島県内に仮置きしている除去土壌等について、2021年度までに概ね搬出を完了することを目指すとの方針をお示ししたところです。引き続き、安全第一を旨として、取組を進めてまいります。

中間貯蔵開始後30年以内の福島県外での最終処分の実現に向け、最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用の取組を進めることが重要であり、地元の皆様の声をしっかりと受け止めつつ、丁寧な説明に努めながら進めてまいります。

(特定廃棄物の処理について)

特定廃棄物の処理についても、引き続き、安全かつ着実に適正な処理を推進してまいります。また、特定廃棄物埋立処分事業についての情報発信施設の運営等を通じ、地元の方々の信頼確保に努めてまいります。

(特定復興再生拠点区域の整備について)

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域については、昨年11月までに、6町村の全てで家屋等の解体・除染工事に着手しました。今後も、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、解体・除染作業を加速化させてまいります。

(その他の取組について)

さらに、放射線に係る健康管理・リスクコミュニケーションに関する取組や、イノシシ等の鳥獣害対策についても、引き続き、関係省庁としっかり連携しながら対応してまいります。

(福島再生・未来志向プロジェクトについて)

これらの取組に加え、官民連携による資源循環型産業の創生、福島県内の自然資源を活用した「ふくしまグリーン復興」の推進、脱炭素まちづくりへの支援、情報発信等を通じた地域振興への支援などの未来志向の取組についても、地元の方々と連携しつつ着実に具体化を進めてまいります。

復興・創生期間も、残り2年となりましたが、福島を始めとした被災地の復興は、いまだ道半ばです。引き続き、被災地の復興・環境再生に向けた取組を、一步一步着実に、力強く進めてまいります。

平成31年3月8日

環境大臣

原田義昭